

独立した第三者保証報告書

MIRARTH ホールディングス株式会社

代表取締役

島田 和一 殿

一般社団法人環境エネルギー事業協会

代表理事 植杉 昌敏

一般社団法人環境エネルギー事業協会(以下、「当協会」という。)は、MIRARTH ホールディングス株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した 2025 年度(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日)の温室効果ガス排出量(以下、「主題情報」という。付属書参照。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた主題情報の算定及び報告規準(以下、「会社の定める規準」という。温室効果ガス(GHG)排出量算定マニュアル(2025 年度実績版)に記載。)に従って主題情報を算定して表示し、これを承認する責任は会社にある。この責任は、主題情報の完全性の確保と重大な虚偽記載を防ぐ内部統制の維持を含む。なお、GHG の算定には科学的知識の限界による固有の不確実性がある。

当協会の責任

当協会の責任は、主題情報に対して限定的保証業務を実施し、その結論を表明することにある。当協会は、JIS Q 14064-3:2023 (ISO 14064-3:2019)「温室効果ガス—第 3 部:温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」に準拠して、限定的保証業務を実施した。限定的保証業務の手続は、合理的保証業務と比べて種類、時期、範囲において限定され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

独立性及び品質管理

当協会は、JIS Q 14065:2025 (ISO14065:2020)「環境情報の妥当性確認及び検証を行う機関の一般原則及び要求事項」を踏まえた品質管理システムを維持し、検証チームを力量基準に基づき編成している。また当協会は、会社から独立しており、公平性を損なう利害の抵触は無い。

保証手続

当協会が実施した保証手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、以下の手続が含まれる。

- ・主題情報に関する算定方法及び内部統制に関する質問
- ・収集データに対する分析的手続の実施
- ・試査による根拠資料との照合、再計算の実施
- ・リスク分析に基づき選定した国内 2 拠点(本社、L.Biz 日本橋)における現地往査

結論

当協会が実施した保証手続及び入手した証拠に基づき、主題情報が会社の定める規準に準拠して算定、表示されていないと認められる事項はすべての重要な点において発見されなかった。

付属書

表. 温室効果ガス排出量

項目			数量	単位
Scope 1 排出量	エネルギー起源 CO ₂ 排出量		454	t-CO ₂ e
Scope 2 排出量	マーケット基準		1,246	t-CO ₂ e
	ロケーション基準		3,637	t-CO ₂ e
Scope 3 排出量	カテゴリー6	出張	209	t-CO ₂ e
	カテゴリー7	雇用者の通勤	361	t-CO ₂ e

算定期間：2025年4月1日～2026年3月31日

算定範囲：MIRARTHホールディングス株式会社および国内外連結子会社

この付属書は、MIRARTHホールディングス株式会社に対して2026年8月25日に発行した

「独立した第三者保証報告書」の付属書として有効な文書である。

一般社団法人環境エネルギー事業協会